

昭和三十九年農林省令第三十五号

漁業災害補償法施行規則

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）及び漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、漁業災害補償法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 漁業共済組合等の組織及び監督（第一条—第十八条）
- 第二章 漁業共済組合の漁業共済事業（第十九条—第四十三条）
 - 第一節 通則（第十九条—第四十三条）
 - 第二節 漁獲共済（第四十四条—第五十四条の六）
 - 第三節 養殖共済（第五十五条—第七十一条の二の二）
 - 第四節 特定養殖共済（第七十二条の三—第七十二条の二十）
 - 第五節 漁業施設共済（第七十二条—第八十二条）
- 第三章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条—第八十四条）
- 第三章の二 政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二—第八十四条の七）
- 第四章 国の助成（第八十五条—第八十九条）
- 第五章 雜則（第九十条—第九十三条）

附則

第一章

漁業共済組合等の組織及び監督

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条 漁業災害補償法（以下「法」という。）第十六条第三項（法第四十五条第九項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受けする方法（組合の脱退者に対する払戻しの停止）

第一条の二 法第二十条第二項（法第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員は、その脱退した漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員として漁業共済組合（以下「組合」という。）との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立している者以外の者とする。

第二条 法第二十条第二項（法第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合が行う同条第一項の払戻しの停止は、その脱退した漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員（当該漁業協同組合を含み、前条に規定する他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員を除く。）との間に成立している共済契約に係る共済金額の合計額が当該脱退した者の出資額を超える場合に行なうことができる。（組合の出資口数の減少の承認基準）

第三条 法第二十一条第一項の承認は、その出資口数の減少によつて、当該組合員の組合への出資額の当該組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業の利用分量の額に対する割合が他の組合員の組合への出資の合計額の他の組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業の利用分量の合計額に対する割合を下ることとならないときは、しなければならない。

(法第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法)

第四条 法第三十一条第三項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、第一条第一号に掲げる方法とする。

(電磁的記録)

第四条の二 法第三十五条第四項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。（組合の定款等の変更の認可の申請書に添付すべき書面）

第五条 定款又は共済規程の変更の認可の申請書には、変更の理由を記載した書面及び総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

(総代会の設置)

第五条の二 法第四十三条の二第一項の規定により組合に総代会を設けようとするときは、定款に総代の員数、任期及び選挙に関する規定を記載しなければならない。（組合の創立費）

第六条 組合の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

(組合の設立の認可の申請書に添附すべき書面)

第七条 組合の設立の認可の申請書には、定款、共済規程及び事業計画のほか、組合員たる資格を有する者の総数、組合員たる資格を有する者で出資の引受けをしたものとの数及びその引受けに係る出資口数を記載した書面、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添附しなければならない。

(組合の事業計画に記載すべき事項)

第八条 法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 法第一百四条各号に掲げる漁業の種類並びに法第一百十四条に規定する養殖業の種類及び法第一百一十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数
- 二 設立後三年間の事業予定計画及び収入支出の概算
- 三 共済掛金率算出の基礎

(組合の設立の認可の要件に関する特例)

第九条 法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域（二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。以下同じ。）内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で次の各号のいずれかに該当するものの数がその都道府県の区域内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数の三分の一以上である都道府県の区域とする。

- 一 その組合員又は会員に出資をさせない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

第十一条 法第四十七条第三号の農林水産省令で定める一定の割合は、四分の一とする。

(組合の解散の決議の認可の申請書に添附すべき書類)

第十二条 組合の解散の決議の認可の申請書には、解散の理由を記載した書面、総会の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添附しなければならない。

(組合の解散事由の要件に関する特例)

第十三条の二 法第五十条第四項ただし書の農林水産省令で定める要件は、当該組合における組合員の全てを通ずる直接の構成員たる中小漁業者（法第一百四条各号に掲げる漁業、法第一百十四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第二百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数が、当該組合の地区たる都道府県の区域内に住所を有する中小漁業者（組合員たる資格を有する者の直接の構成員たる中小漁業者であつて、法第一百四条各号に掲げる漁業、法第一百十四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第二百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数の三分の一以上であることとする。

(組合の合併の認可の申請)

第十二条 組合の合併の認可の申請は、法第五十四条第一項の設立委員又は合併後存続する組合の理事がしなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一 合併によって解散する組合の名称及び住所を記載した書面

二 合併の理由を記載した書面

三 合併を議決した総会の議事録の謄本

四 財産目録、貸借対照表及び事業報告書

五 法第五十二条第二項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済をし、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 合併によつて設立する組合又は合併後存続する組合の定款、共済規程、事業計画並びに理事及び監事の氏名及び住所

(決算報告)

第十二条の二 法第六十条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
- 四 出資一口あたりの分配額

前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 残余財産の分配を完了した日
- 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(組合の清算結了届に添付すべき書面)

第十三条 組合の清算結了届には、決算報告及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(連合会に対する出資の引受け及び払込み)

第十四条 漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が成立したときは、その設立に同意した組合（発起人を含む。）以外の組合は、遅滞なく、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

2 前項の場合において、電磁的方法（法第六十六条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により議決権を行うことが当該連合会の定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該組合は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法（法第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた出資の引受けは、連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連合会に到達したものとみなす。

4 連合会の理事は、第一項の規定による出資の引受けがあつたときは、遅滞なく、当該引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

第十五条 法第六十七条第三項において準用する法第四十六条の事業計画には、設立後三年間の事業予定計画及び収入支出の概算を記載しなければならない。

(準用)

第十六条 連合会の会員、管理、設立並びに解散及び清算に関する事項については、前二条に規定するもののほか、第三条から第五条まで、第六条、第七条、第十一条及び第十三条の規定を準用する。

第十七条 連合会と組合との合併については、第十二条の規定を準用する。
(総代会の設置)

第十八条 法第六十七条の八第一項の規定により連合会に総代会を設けようとするときは、定款に総代の員数、任期及び選挙に関する規定を記載しなければならない。

(報告の徴収及び検査の結果の報告等)

第十九条 令第一条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を徴し、若しくは検査を行い、又は処分をした組合（法第一百一条第一項の規定により組合から事務の委託を受けた者を含む。）の名称及び住所
- 二 報告を徴し、若しくは検査を行い、又は処分をした年月日
- 三 徹収した報告の内容若しくは検査の結果又は処分の内容
- 四 その他参考となる事項

2 前項の規定は、令第一条第四項の規定による通知について準用する。

第二章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則

(申込書の記載事項)

第十九条 法第八十条第一項の申込書は、少なくとも、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物（法第七十八条第二項に規定する養殖水産動植物をいう。以下同じ。）、養殖施設又は漁具の基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法のほか、その申込みをする者が組合の組合員たる（以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員として共済契約の締結の申込みをしようとするものの名称をその記載事項としなければならない。）には、当該二以上上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会のうちその組合員又は会員として共済契約の締結の申込みをしようとするものの名称をその記載事項としなければならない。

(申込証拠金)

第二十条 法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第一百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約とする。

第二十一条 組合は、法第八十条第二項の規定により提供させた申込証拠金（以下この条において単に「申込証拠金」という。）に係る共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、当該申込証拠金を返還しなければならない。

2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者（法第八十二条第一項の共済契約者をいう。以下同じ。）が同項の規定により組合に支払うべき金額（以下この条において「支払共済掛金の金額」という。）に不足しないときは、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額をこえるときは、組合は、遅滞なく、そのこえる部分の金額を返還しなければならない。

3 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知しなければならない。この場合において、当該共済契約者からその不足する部分の金額の支払があつたときは、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。（共済契約を締結することができない事由）

第二十二条 法第八十一条第一項の農林水産省令で定める事由は、漁獲共済にあつては法第一百三十一条第三項（法第一百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定、特定養殖共済にあつては法第一百二十五条の九第三項（法第一百二十五条の十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行なうことが著しく困難であると認められることのほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げる場合に該当すること。
- イ 被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）が法第百五条第一項第一号イに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の二月前日の日。以下この条及び第五十一条において同じ。）前五年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者と当該特定養殖業者が行わなかった年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。）でない年が三年以上ないとき。）
- ロ 被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。）
- 二 第二号漁業のうち釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び令第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、次に掲げるとおりとする。
- イ 被共済資格者が法第百五条第一項第二号イに掲げる組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。第三号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。
- ロ 被共済資格者が同号ハに掲げる組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。第三号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。
- 三 ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、次に掲げるとおりとする。
- イ 被共済資格者が法第百五条第一項第二号イに掲げる組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。第三号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。
- ロ 被共済資格者が同号ハに掲げる組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。第三号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。
- 四 定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年）がないこと。
- 五 特定養殖共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下の号において同じ。）の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が二年以上ないこと。
- 六 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済契約であつて被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるものにあつては、法第百五条第一項第二号又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者のうちに、その者を第二号イ、第三号イ、第四号又は前号の被共済資格者とした場合における当該共済契約について、それぞれ第二号イ、第三号イ、第四号又は前号に掲げる事由があることとなるものがあること。
- （共済掛金の概算金額）
- 第二十三条** 法第八十二条第一項後段の概算金額は、次により定めなければならない。
- 一 漁獲共済にあつては、当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同項第二号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同項第二号ハに掲げる団体にあつてはその構成員。以下この号において同じ。）の営む当該漁業又は当該被共済者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（同項第一号イ又は第二号イの被共済資格者をいい、同項第一号ロに規定する中小漁業者を含む。）の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額又は単位共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同項第二号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。第二十七条第一項第一号ハ、第五十四条の二第二項及び第五十四条の三第二項において同じ。）に対する割合により算出すること。
- 二 養殖共済にあつては、当該被共済者（法第百十六条第一項の被共済資格者をいい。）の営む当該養殖業又は当該被共済者と当該養殖業に関し近似する事情の存する当該種類の養殖業に係る養殖共済の他の被共済資格者（法第百十六条第一項の被共済資格者をいう。）の営む当該養殖業の操業に関する過去における実績及び当該共済責任期間における見込みを基礎として組合が定める共済価額の概算額、当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額（被共済者が同項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者。以下この号及び次号において同じ。）に対する割合により算出すること。
- 三 特定養殖共済にあつては、当該被共済者（法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては、同号に規定する規約を定めている中小漁業者。以下この号及び次号において同じ。）の営む当該特定養殖業又は当該被共済者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（同項第一号の被共済資格者をいい。次号において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額又は単位共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額（被共済者が同項第一号に掲げる組合員において同じ。）に対する割合により算出すること。
- 四 漁業施設共済にあつては、共済価額又は当該被共済者に係る当該共済目的たる養殖施設若しくは漁具若しくは当該被共済者と当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に關し近似する事情の存する当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に關し近似する事

共済価額
法第百三十一条第一項の割合
令第十九条の特約の有無

法第一九条の特約の有無
法第一百三十六条の二の特約があるときは、当該特約の内容

法第十八第二条第一項後段の規定により共済掛金が概算額をもつて支払われる場合に於ては、前項の共済掛金の額又は単位共済限度額及び共済価額は、それぞれ共済掛金の概算額をもつて算出される。

(損害防止等の費用の負担) 第二十二条第一項又は同条第二項、又に第四項の井深限度額の規範額により請求するものとする

第二十八条 法第八十六條後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置のために通常必要とされるものの金額に、漁獲共済にあつては共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第五百五一条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、特定養殖共済にあつては共済金額の共済限度額（被共済者が法第一百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合、
漁業施設共済にあつては法第三十一条第一項の割合を乗じて得た金額とする。
(死亡・解散等の場合の権利義務の承継)

第三十九条 第二十九条第一項後段の農水省令で定める方法は、書面(その作成に代えて電磁的記録)によることとする。但し、合併による同一事項に対する複数の書類間に同一の記載がある場合は、合併する前後の書類を併せて電磁的記録(法第二十五条第四項)に譲渡しなかつたものから十五日以内とする。

録を含む。)により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにす

(共済掛金の払戻し)

陥るゝをした場合においては、法第百一十九条第一項の規定によれば、該共済契約がその效力を失つたときは、当該共済契約に係る漁獲共済金の支払は、当該共済契約に係る漁業の経営の戻しであるべきは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二において同じ。)のうち次に掲げる部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二において同じ。)があるときは、その共済金の金額を超える部分)の戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額(第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第一百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。)がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき(第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき)又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において、当該被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき(被共済者が法第一百五十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき)若しくは当該被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量(被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量の合計数量)がその基準生産数量に第七十一条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。

一 漁獲共済に係る共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分
二 養殖共済に係る共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分につき、共済責任期間のうちまだ経過していない期間の共済責任期間に対する割合（以下「未経過期間割合」という。）によつ

三 て算定した部分
四 特定養殖共済の共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分
五 漁業施設共済（次号に掲げるものを除く。）に係る共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分につき、未過期間割合によつて算定した部分
漁業施設共済（定置網（令第十九条第六号に掲げる定置網をいう。以下同じ。）に属する漁網を共済目的とするものに限る。）にあつては、共済規程で共済責任期間を危険の程度により分けて定める時期ごとに、純共済掛金のうち当該時期に対応する部分として共済規程で定める部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によつて算定した部分の合計部分

第三十二条 前項の払戻しを請求することができる共済掛金の部分を計算する場合は、未経過期間割合及び前項第五号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合を日割で計算する。被共済者は、法第九十一条第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員につては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員につては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体につてはその構成員、法第百

二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。の責めに帰することができない事由によるときは、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち前条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。

2 前項の払戻しを請求することができる共済掛金の部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。

第三十三条 法第九十二条第一項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、組合は、当該共済契約に係る共済掛金のうち第三十一条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しをしなければならない。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第五百五十四条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約に規定する中小漁業者の営む当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（被共済者が法第五百五十四条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額のいすれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）若しくは当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通して当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量の合計数量）がその基準生産数量に第七十一条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。）の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。

2 前項の払戻しをしなければならない共済掛金の部分の計算については、第三十一条第二項の規定を準用する。

（免責事由）

第三十四条 組合は、共済金の金額が次条の金額に達しない場合には、その旨を被共済者に通知しなければならない。

第三十五条 法第九十四条の農林水産省令で定める金額は、一千万円とする。

（共済金の金額の削減）

第三十六条 組合は、養殖共済について、毎事業年度、当該事業年度において発生した共済事故に係る共済金の支払に不足を生ずる場合には、養殖共済に係る法第九十九条第一項の準備金の額に相当する金額をその支払に充てなお不足を生ずるときに限り、共済規程で定めるところにより共済金の金額を削減することができる。

2 前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金のすべてについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が单一となるようにしなければならない。

第三十七条 組合は、共済規程で定めるところにより、共済金の仮渡しをすることができる。

（勘定区分）

第三十八条 法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲共済に関する勘定
- 二 養殖共済に関する勘定
- 三 特定養殖共済に関する勘定
- 四 漁業施設共済に関する勘定
- 五 業務の執行に要する経費に関する勘定

（責任準備金の積立て）

第三十九条 法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

1 漁獲共済又は特定養殖共済について、次に掲げる金額の合計額

イ 共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額から再共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額のうち再共済掛金に相当する部分。以下この項において同じ。）のうち純再共済掛金に相当する部分の金額の合計額を差し引いて得た金額

ロ 共済契約ごとに、共済掛金のうち附加共済掛金に相当する部分の金額から再共済掛金のうち附加再共済掛金に相当する部分の金額を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

2 養殖共済については、共済契約ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

3 漁業施設共済（次号に掲げるものを除く。）については、共済契約ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

四 漁業施設共済（定置網に属する漁網を共済目的とするものに限る。）については、共済契約ごと及び共済規程で共済責任期間を危険の程度により分けて定める時期ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額のうち当該時期に対応する部分として共済規程で定める部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によつて算定した部分の金額の合計額の総計

前項の積み立てなければならない責任準備金の金額を計算する場合は、未経過期間割合及び前項第四号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合を日割で計算する。

(支払準備金の積立て)

第四十条 組合は、毎事業年度の終りにおいて、次に掲げる金額から、これにつき連合会から受けるべき再共済金及び再共済掛金の払いもどし金に相当する金額を差し引いて得た金額の合計額を支払準備金として積み立てなければならない。

- 一 共済金の支払又は共済掛金の払いもどし若しくは返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額
- 二 共済金の支払又は共済掛金の払いもどし若しくは返還に關して訴訟係属中のものがあるときは、その金額の見込額
- (余裕金の運用)

第四十一条 組合は、次に掲げる方法によるほか、その余裕金を運用してはならない。

- 一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得
- 三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
- 四 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

(事務の委託)

第四十二条 法第一百一条第一項の農林水産省令で定める事項は、共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還、共済証書の交付、法第八十七条第一項、法第八十八条、法第九十一条第二項及び法第一百二条において準用する保険法(平成二十年法律第五十六号)第十四条の規定による通知の受理、法第八十九条第一項及び法第一百八十八条の二第一項の規定による申出の受理、法第九十条第二項、法第九十一条第四項及び法第一百三十三条の二第七項(法第一百二十四条の二第五項、法第一百二十五条の十二第五項又は法第一百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による払戻し又は返還の請求の受理、共済金の交付並びに第三十四条の規定による通知とする。

(第一号漁業に係る漁獲共済における水産動植物の保護義務)

第四十三条 令第四条の農林水産省令で定める行為は、当該水産動植物の成育を阻害する物の除去その他當該水産動植物の成育する漁場の管理で當該被共済者(法第一百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては、同号口に規定する中小漁業者を含む。)が通常行うべきものとする。

第四十三条の二 令第六条第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条第八号に掲げる基地式捕鯨業
- 二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第二条第九号に掲げる母船式捕鯨業

第二節 漁獲共済

(被共済資格者たる組合員に係る規約)

第四十四条 法第一百五条第一項第一号口及び第二号口の農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第四十五条 法第一百五条第一項第一号口及び第二号口の農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。
(被共済資格者たる団体に係る規約)

第四十五条の二 法第一百五条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲、団体の意思の決定機関並びにその決定の方法とする。

第四十五条の三 法第一百五条第一項第二号ハの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

- 一 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。
- 二 代表者の選任の手続を明瞭かにしていること。
- 三 代表権の範囲を不适当に包括的なものとしていないこと。
- 四 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不适当に差別していないこと。

(発起人となる手続)

第四十六条 特定第一号漁業者(うち二人以上が法第一百五条の二第二項の規定により発起人となろうとするときは、あらかじめ、書面により、次に掲げる事項を當該発起人となろうとする者の住所地をその地区に含む組合及びその組合の組合員で當該発起人となろうとする者の住所地をその地区に含み、かつ、當該発起人となろうとする者をその直接の構成員とするもの(以下この条において「組合等」という。)に通知しなければならない。

- 一 発起人となるうとする者の氏名及び住所
- 二 都道府県知事が法第一百五条第一項第一号口の規定により定める一定の水域又は区域
- 3 前項の書面には、特定第一号漁業者に該当すると認められる者の氏名、その住所その他の事項を記載した調書を添付しなければならない。
- 4 発起人となるうとする者は、第一項の書面による通知(前項の調書の添付を含む。)に代えて、次項で定めるところにより、組合等の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、當該発起人となるうとする者は、當該書面による通知をしたものとみなす。

- 4 発起人となるうとする者は、前項の規定により電磁的方法により通知しようとするときは、あらかじめ、當該組合等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- 1 第一条各号に規定する電磁的方法のうち発起人となるうとする者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た発起人となろうとする者は、当該組合等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該組合等に対し、第一項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(同意があつた旨の届出)

第四十七条 法第一百五条の二第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載して発起人が記名した書面に同条第一項の同意がなされていることを証する書面及び前条第二項に規定する調書を添え、これを都道府県知事に提出してしなければならない。

一 発起人の氏名及び住所

二 都道府県知事が法第一百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域

三 前条第一項の規定により通知をした年月日

(特定第二号漁業者の要件の特例)

第四十八条 都道府県知事は、法第一百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る特定組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定期で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第九条第一項たゞし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、特定第二号漁業者となるべき者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を令第九条の三第二号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。（準用）

第四十九条 第四十六条及び第四十七条の規定は、法第一百八条第二項の規定による特定第二号漁業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第一百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第一百五条第一項第二号ロの規定により定める区域及び区分」と読み替えるものとする。（共済責任期間）

第五十条 漁獲共済の共済責任期間は、法第一百九条の漁業時期のすべてを含むように定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合における漁獲共済の共済責任期間は、当該各号に定める期間とることができる。

一 第一号漁業に属する漁業で周年操業をするもの以外のものにあつては、その漁業の目的とする水産動植物の成育の状況によりその漁況を予見することができない場合

二 周年操業をする漁業にあつては、都道府県知事が同項第二号ロの規定により定める区域及び区分において同一の種類の漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（法第一百十三条の三第一項の包括継続申込特約をしていない場合に限る）当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第五十一条 令第十一条の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第一百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この節において「近似被共済資格者」という。）の當む当該漁業の操業に係るもの及び当該被共済資格者と当該漁業に関連し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の當む当該漁業の操業に係るもの（いすれについても、次に掲げるとおりとする。

一 定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の當む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第一百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の當む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいすれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第一号において同じ。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の當む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいすれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のいすれもが当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）とする。）があるときは、これらを除いた期間）

二 定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第一百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のいすれもが当該同位置定置漁業の操業を行わなかつた年。次条第四号において同じ。）があるときは、これを除いた期間）

（組合が定める金額の算定方法）

第五十二条 令第十一条の規定により法第一百十一条第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

一 第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の當む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第一百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第一号ロに掲げる組合員であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の当該被共済資格者の當む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

二 第二号漁業のうちぶり飼付漁業及び定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の當む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第一百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

区分	割合	（共済限度額の算定に用いる割合）			
		百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
百分の百五十以上	（共済金の支払に関する特約の要件）	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十四条	法第二百一十三条第四項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十五条	当該特約に係る共済金は法第二百一十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が當む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十六条	当該特約に係る共済金は法第二百一十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十七条	当該特約に係る共済金は法第二百一十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときは、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十八条	当該特約に係る共済金は法第二百一十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第五十九条	（継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更）	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満
第六十条	法第二百一十三条の二第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。	百分の百二十未満	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の百四十以上百分の百五十未満

一 繙続契約（法第百十三条の二第二項の継続契約をいう。以下この条から第五十四条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条第一項の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二 繙続契約の共済金額が法第百十条第三項の政令で定める金額を下る場合

三 法第百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2

法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合 法第百十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度の共済限度額に対する割合に相当する割合

二 前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合 令第十条の共済限度額に乗すべき割合に相当する割合

三 前二号に該当する場合 農林水産大臣の定める範囲内の割合

2

法第百十三条の二第五項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるとおりとする。

一 被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて直前契約（法第百十三条の二第五項の直前契約をいう。以下同じ。）の共済責任期間において組合から共済金の支払を受けた共済金が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に満たないこと。

二 被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて直前契約の共済責任期間において組合から支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に對し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分）（当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

（包括継続申込特約をすることができる漁業の種類）

2 法第百十三条の三第一項の農林水産省令で定める漁業は、北海道の地先水面においてけた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業とする。

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

2

法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）とする。

第五十四条の五 当初契約の被共済者は、法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に對し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分）（当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

2

法第百十三条の二第五項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、直前契約の共済金額の共済限度額に対する割合に百分の二十を超えない割合を加えて得た割合とする。

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

2

法第百十三条の二第五項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

2

第五十八条 養殖共済の被共済格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第十号まで、第十二号から第二十六号まで、第三十三号から第三十六号まで及び第四十号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

（共済契約の締結に係る養殖業の種類）

2

法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

2

法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

2

法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

2

法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

養殖業の種類	疾病
小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三条第四号に掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同条第五号に掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同条第六号に掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。）	ブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚たい養殖業（令第十三条第七号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。）、小割り式二年魚たい養殖業（同条第八号に掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。）及び小割り式三年魚たい養殖業（同条第九号に掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）	ブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。）	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	ブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十六号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	ブリオ病、類結節症、ノカルジア症

小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	ノカルジア症、イリードウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十二号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	ノカルジア症、イリードウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十四号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十六号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業を、以下同じ。）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十三号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十六号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
2 前項の申出が法第百二十四条の二第二項に規定する当初契約に係る法第八十条第一項の共済契約の締結の申込みと同時にされた場合には、当該当初契約に係る法第百二十四条の二第二項に規定する継続契約の全てについて、当該当初契約に係る前項の申出と同一の内容の申出がされたものとみなす。（共済責任期間）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第五十九条 養殖共済の共済責任期間は、当該種類の養殖業に係る標準的な経営における養殖時期（周年操業をする種類の養殖業を除く。）について、一年間）の全てを含むように定めなければならない。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十条 法第百十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業（令第十三条第四十一号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。）とする。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十一条 法第一百二十条第四項前段の規定による共済掛金の支払は、前項の請求をした日から十五日以内にしなければならない。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十二条 法第一百二十二条第一項の規定により養殖水産動植物の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がない場合には第一号に掲げる数量、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には次に掲げる数量の合計数量とする。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
一 当該共済責任期間の開始日（当該開始日において当該共済契約に係る養殖が開始されていない場合には、当該養殖の開始日）における共済目的たる養殖水産動植物の数量	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
二 当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
3 当該共済責任期間中に、組合が填補する責めを負わない損害（その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（令第十三条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下のこの項及び次条において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。）の補充として追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。（養殖水産動植物の単位当たり共済価額）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十三条 法第一百二十二条第二項の組合が共済規程で定める金額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごと及び単位漁場区域ごとに单一となるよう定めなければならない。（異常な赤潮による損害を補する旨の特約を締結できる水域）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十四条 法第一百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、別表第四のとおりとする。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十五条 法第一百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。（共済事故発生直前の数量の算定）	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
第六十六条 法第一百二十四条第一項の規定により当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量を算定するには、当該共済目的の通常の減耗を勘案して行わなければならない。	ノカルジア症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

(塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物)

第六十七條 法第二百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき（令第十四条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。）、真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）、ぶり（同表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くるまぐろ（同表に掲げるくるまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）、かわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）又はにほんうなぎ（同表に掲げるにほんうなぎをいう。）に属する養殖水産動植物とする。

第六十八条 法第一百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第六十八条の二 令第十八条规定の森林水産省令で定める疾患は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、同表の下欄に掲げる疾病とする。

養殖業の種類	疾病
かき養殖業（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
一年貝真珠養殖業（令第十三条第二号に掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（令第十三条第三号に掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
小割り式二年魚ふぐ養殖業及び小割り式三年魚ふぐ養殖業	口白病、ビブリオ病、ヘテロボツリウム症、トリコジナ症
小割り式ひらめ養殖業	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病

一年貝真珠養殖業（令第十三条第二号に掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）
二年貝真珠養殖業をいう。（以下同じ。）

(共済金の支払の特例に係る養殖業に係る填補の割合)

第六十九条の二 法第一百二十四条第二項第一号の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第六十九條の二
法第二百二十四条第三項第三号の農林水产省令で定める要件は、損害数量が直前数量（同条第一項の直前数量をいう。）に百分の十を乗じて得た数量以上である場合に当該特約に係る

共済金を支払うこととする。

明二年正月二十日，余在南京，得家书，知吾弟之死，悲不自胜。

(損害額を算出するための割合)

第七十一条 法第一百四十五条の害合には第一号に掲げる害合に第一号に掲げる害合を乗じて定めなければならぬ。

三語文列次不處重物物之謂也。相白不經言耳。則此三語文不處重物物之列次也。故曰。不處重物物之列次者。不經言耳。則此三語文不處重物物之列次也。故曰。不處重物物之列次者。不經言耳。

割合こより、当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に對応する割合

当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を標準経営において養殖したとした場合において、当該水産動植物の当該養殖目的的な終了時ににおいて生残する数量を基礎として、当該標準経営における

三語の名實其間の間如日本は三語の名實其間の間如日本は

(燃焼契約に係る割合の変更)

第七十一条 法第一百四十四条の第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

（海賊曰）一國の第一の船頭が、其の全客を海賊曰一國の第一の船頭が、其の全客を殺す事無く、其の最高階層を起して、何等かの

去第百二十四条の二第三項の規定による変更後の燃焼契約の共済金額の共済面額に対する割合は、次に掲げるところとする。

前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合 法第一百一十条第一項の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度の共済価額に対する割合に相当する割合

周易六十四卦的解說與占卜

第七十一条の二 法第一百四十四条の二第五項で準用する法第一百三十条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分

の
十
を
乗
じ
て
得
た
金
額
と
す
る

金華府志

以降法第二百一十四条の第一項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以後にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する

る部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

第四節 特定養殖共済

（特定かき養殖業の基準）

第七十一条の三 令第十八条の四の農林水産省令で定める基準は、過去五年間におけるその組合員の養殖するかきの生産量のおおむね全量につき漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）第三条に規定する資料の提供の協力が得られるものとして農林大臣が指定する漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれることとする。

（被共済資格者たる組合員に係る規約）

第七十一条の四 法第一百一十五条の三第一項第二号の農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第七十一条の五 法第一百一十五条の三第一項第一号の農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の六 都道府県知事は、法第一百一十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域内に係る特定養殖業組合（令第十八条の五に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域内に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他の当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域内につき定める日数とする。

（準用）

第七十一条の七 第四十六条及び第四十七条の規定は、法第一百一十五条の六第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号及び第四十七条第二号中、「法第一百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第一百一十五条の三第一項第二号の規定により定める一定の区域」と読み替えるものとする。（共済責任期間）

第七十一条の八 特定養殖共済の共済責任期間は、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営における養殖時期のすべてを含むように定めなければならない。ただし、都道府県知事が法第一百一十五条の三第一項第二号の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第七十一条の九 令第十八条の七の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第一百一十五条の三第一項第一号の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の當む当該特定養殖業の養殖に係るもの及び当該被共済資格者と当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の當む当該特定養殖業の養殖に係るものの中れについても、五年間（令第十八条の七に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の當む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の當む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。以下同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の當む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。以下同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

（組合が定める金額の算定の方法）

第七十一条の十 令第十八条の七の規定により法第一百一十五条の九第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条に規定する期間の当該被共済資格者の當む当該特定養殖業に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

2 前項の養殖単位は、のり等養殖業（令第十八条の四に規定するのり等養殖業をいう。以下同じ。）にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業（同条に規定するわかめ養殖業をいう。以下同じ。）及びこんぶ養殖業（同条に規定するこんぶ養殖業をいう。以下同じ。）にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業（同条に規定する真珠母貝養殖業をいう。以下同じ。）にあつては幹縄単位、貝等養殖業（同条に規定するばたて貝等養殖業をいう。以下同じ。）及びほや養殖業（同条に規定するほや養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業（同条に規定する特定かき養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業（同条に規定するくるまえび養殖業をいう。以下同じ。）にあつては養殖池単位とする。

（共済限度額の算定に用いる割合）

第七十一条の十一 法第一百一十五条の九第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（基準生産数量に係る一定年間）

第七十一条の十二 令第十八条の九第一項の農林水産省令で定める一定年間は、五年間（同項に規定する期間のうちに当該被共済者の當む当該特定養殖業に係る非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）とする。

2 令第十八条の九第二項の農林水産省令で定める一定年間は、五年間（同項に規定する期間のうちに当該特定中小漁業者の當む当該特定養殖業に係る全員非操業年（当該特定中小漁業者のいすれもが当該特定養殖業の養殖を行わなかつた年をいう。次条第一項において同じ。）又は全員異常操業年（当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。同項において同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

(基準生産数量の算定の基準となるべき数量の算出方法)

第七十一条の十三 令第十八条の九第一項の規定により組合が定める法第二百二十五条の十一第一項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第一項に規定する期間の当該被共済者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの(当該期間のうちに全員非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量)を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

2 令第十八条の九第二項の規定により組合が定める法第二百二十五条の十一第一項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第一項に規定する期間の当該被共済者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの(当該期間のうちに全員非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量)を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

3 第七十一条の十第二項の規定は、前二項の養殖単位について準用する。

第七十一条の十四 法第二百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める数値は、一とする。

(共済金の金額の算定に用いる割合)

第七十一条の十五 法第二百二十五条の十一第一項の当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合は、当該生産数量の当該基準生産数量に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

特定養殖業の種類
のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業

真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業

区分	割合
百分の百十未満	百分の百
百分の百二十以上百分の百二十未満	百分の九十五
百分の百三十以上百分の百三十未満	百分の九十
百分の百五十以上百分の百五十未満	百分の八十五
百分の百七十以上百分の百七十未満	百分の八十
百分の百九十以上百分の百九十未満	百分の七十五
百分の百二十未満	百分の百
百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の九十五
百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の九十
百分の百四十以上百分の百五十未満	百分の八十五
百分の百五十以上百分の百七十未満	百分の八十
百分の百七十以上百分の百九十未満	百分の七十五
百分の百九十以上百分の二百未満	百分の七十五

第七十一条の十六 法第二百二十五条の十一第一項の当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第七十一条の十七 法第二百二十五条の十一第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済限度額の合計額に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

区分	割合
百分の百二十未満	百分の八十七・五
百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の七十五
百分の百四十以上百分の百五十未満	百分の六十二・五
百分の百五十以上	百分の五十

第七十一条の十八 法第二百二十五条の十一第一項第二号の農林水産省令で定める割合は、当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の共済限度額の合計額に対する割合が属する第七十一条の十五の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

第七十一条の十九 法第二百二十五条の十一第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額(その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済限度額を差し引いて得た金額(以下この条において「事故額」という。)がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額)とすること。

二 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ 被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときは、当該事故額

ロ イに掲げるとき以外のときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第七一条の二十 第五十四条の二（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）から第五十四条の五までの規定は、特定養殖共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の二第一項第一号中「第一百十条第二項」とあるのは「第一百二十五条の八第二項」と、同項第三号中「第一百十二条第一項」と、「第一百二十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合」とあるのは「第一百二十五条の十第二項の基準共済掛金率」と、同条第二項第一号中「第一百十条第二項」とあるのは「第一百二十五条の八第二項」と、第五十四条の四中「第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第二百五条第一項第二号ロ」とあるのは「被共済者が法第二百二十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五節 漁業施設共済

（損壊の程度）

第七十二条 法第二百二十六条第二項の農林水産省令で定める程度は、損壊に係る養殖施設又は漁具をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設又は漁具のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（養殖施設の沈没の程度）

第七十三条 令第十九条の二の農林水産省令で定める程度は、沈没に係る養殖施設をその沈没前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設のその沈没前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（共済責任期間）

第七十四条 漁業施設共済の共済責任期間は、法第二百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の人ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第七十一条の人ただし書に定める期間とすることができる。

（共済価額）

第七十五条 法第二百三十二条の規定により組合が定める法第二百三十二条第一項の共済価額は、当該共済目的の新品としての価額及び当該共済目的の使用期間を勘案して定めなければならない。

（損害額を算出するための割合）

第七十六条 法第二百三十五条の割合は、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、当該養殖施設又は漁具をその用に供する漁業に係る標準的な経営において供用したとした場合において当該漁業に係る法第二百三十条の漁業時期中に減少する当該養殖施設又は漁具の価額を基礎とし、当該漁業時期の開始時における価額に対する割合により、当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じて定めなければならない。

（可分養殖施設等）

第七十七条 法第二百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。

一 浮流し式養殖施設（令第十九条第一号に掲げる浮流し式養殖施設をいう。以下同じ。）

二 はえ縄式養殖施設（令第十九条第二号に掲げるはえ縄式養殖施設をいう。以下同じ。）

三 くい打ち式養殖施設（令第十九条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。以下同じ。）

四 いかだ（令第十九条第四号に掲げるいかだをいう。以下同じ。）

五 網いけす（令第十九条第五号に掲げる網いけすをいう。以下同じ。）

六 定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。）

（可分養殖施設等の共済事故の特例）

第七十九条 可分養殖施設等を共済目的とする漁業施設共済においては、当該共済目的につき、法第二百二十六条第二項に規定する共済事故のほか、共済規程で定めるところにより、当該可分養殖施設等の供用中における一部の損壊、滅失、流失及び沈没で次に掲げるものを共済事故とすることができます。

一　浮流し式養殖施設にあつては、その損壊（その損壊に係る部分のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額（以下この条において「損壊部分価額」という。）がその養殖施設のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。）

二　はえ繩式養殖施設にあつては、その損壊

三　いかだ式養殖施設にあつては、その損壊

四　網にあつては、その損壊

六　定置網に属する漁網にあつては、当該漁網を構成する各網（落とし網以外の定置網に属する漁網にあつてはかき網及び身網、落とし網に属する漁網にあつてはかき網、かこい網（昇り網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）、滅失、流失及び沈没

七　まき網に属する漁網にあつては、その損壊

（可分養殖施設に係る共済金の特例）

第八十条　前条の規定により可分養殖施設等の一部の損壊、滅失、流失及び沈没を共済事故とする共済契約に係る共済金の金額は、共済事故ごとに、当該共済金額に法第百三十五条の割合を乗じ、

更に、当該共済事故による損害の程度に応じ組合が共済規程で定めるところにより定める割合を乗じて得た金額とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第八十一条　法第百三十六条の二の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一　当該特約に係る共済金は法第百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は同条の規定により算定した金額とすること。
- 二　当該特約に係る共済金は法第百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は同条の規定により算定した金額とすること。
- 三　当該特約に係る共済金は法第百三十六条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は前条の規定により算定した金額に二分の一を乗じて得た金額とする。
- 四　当該特約に係る共済金は法第百三十六条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は前条の規定により算定した金額に二分の一を乗じて得た金額とする。

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十二条　第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の四中「金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第五十条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）」とあるのは「金額」と、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第一百二十条第一項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第一百二十条第一項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第一百二十条第二項」とあるのは「第一百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

第三章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

（再共済掛金の払戻し）

第八十三条　会員が法第四十二条の規定により連合会に対し払戻しを請求することができる再共済掛金の金額は、共済掛金（当該共済掛金が法第九十五条第一項又は第一百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち会員が払戻しをしなければならない純共済掛金の金額（共済掛金率が基準共済掛金率（漁業施設共済に係る共済契約のうち、農林水産大臣が法第三十三条第二項の規定により基準となる率を定めているものにあつては、純共済掛金率の限度となつたその基準となる率。以下この条において同じ。）を超える場合にあつては、その金額に基準共済掛金率の純共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額。以下この条において同じ。）に、当該純共済掛金に係る共済契約についての再共済契約に係る純再共済掛金の金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（通知義務に係る事項）

第八十四条　法第一百四十五条の農林水産省令で定める事項は、共済金を支払うべき原因の発生に関する事項とする。

（準用規定）

第八十五条　連合会の漁業再共済事業については、第二十八条、第三十三条及び第三十七条から第四十一条までの規定を準用する。

2　連合会の漁業共済事業については、第二章及び第四章の規定を準用する。

第三章 政府の漁業共済保険事業

（保険料の払戻し）

第八十六条　連合会が法第四十七条の七の規定により政府に対し払戻しを請求することができる保険料の金額は、再共済掛金（当該再共済掛金に係る共済掛金が法第九十五条第一項又は第一百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち連合会が払戻しをしなければならない純再共済掛金の金額又は共済掛金（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限り、当該共済掛金が法第一百九十五条第一項又は法第一百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち連合会が払戻し

をしなければならない純共済掛金の金額に、当該純再共済掛金に係る共済契約についての保険料の金額の当該保険契約についての同一年度再共済契約（法第二百四十七条の四の同一年度再共済契約をいう。）に係る純再共済掛金及び同一年度共済契約（同条の同一年度共済契約をいう。）に係る純共済掛金の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（通知義務）

第八十四条の三 法第二百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 連合会の会員の名称
- 二 漁獲共済にあつてはその対象とする漁業の種類、養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、特定養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、漁業施設共済にあつてはその共済目的の種類
- 三 共済責任期間
- 四 漁獲共済にあつては法第二百十一条第一項の組合が定める金額、共済限度額又はすべての単位共済限度額及び基準生産数量、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額
- 五 共済金額及び再共済金額
- 六 共済掛金の金額及び再共済掛金の金額
- 七 その他共済契約及び再共済契約の内容を明らかにすべき事項

2 前項の通知は、法第二百四十四条第一項の規定により当該再共済契約に係る共済契約について連合会が会員から通知を受けた日又は連合会が共済契約を締結した日の属する月の翌月十日までにしなければならない。

第八十四条の四 法第二百四十七条の九第二項の規定による通知は、組合が行う漁業共済事業に係る前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項、共済金額及び共済掛金の金額の変更並びに当該再共済契約の失効についてはその変更又は失効について連合会が会員から通知を受けた日の属する月の翌月十日までに、連合会が行う漁業共済事業に係る前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項、共済金額及び共済掛金の金額の変更並びに当該共済契約の失効並びに再共済金額、再共済掛金の金額及び前条第七号に掲げる事項の変更についてはその変更又は失効のあつた日の属する月の翌月十日までにしなければならない。

第八十四条の五 法第二百四十七条の十の規定により通知すべき事項は、再共済金又は共済金（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）を支払うべき原因の発生した日の属する月の翌月十日までにしなければならない。

（審査の申立ての手続き）

- 一 連合会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 審査の申立ての目的たる保険の表示
- 三 審査の申立ての趣旨
- 四 審査の申立ての理由
- 五 証拠方法
- 六 審査の申立ての年月日
（審査の申立ての取下げ）

第八十四条の七 前条の審査の申立ての取下げは、書面でしなければならない。

第四章 国の助成

（補助率の適用の要件等）

第八十五条 令第二十三条规定第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第二十一条第三項（法第二百十三条规定第五項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行なうことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するものとする。

第八十五条の二 令第二十三条规定第三項第三号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該養殖業の養殖を行わないもの及び共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるものとする。

第八十六条 令第二十三条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該特定養殖業の養殖を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第二百一十五条の九第三項（法第二百二十五条の十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を行なうことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第五号に掲げる事由に該当するものとする。

第八十七条 令第二十三条规定第四項の当該漁業の共済責任期間中ににおける通常の漁獲金額として算出する金額は、法第二十一条第一項の組合が定める金額の算出の例により算出するものとする。
(共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第八十八条 令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれるうなぎ養殖業とする。
2 令第二十五条第一項第三号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の事業場内において営まれるうなぎ養殖業とする。

第八十九条 令第一二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第四号のいかだ（はえ縄式養殖施設その他のいかだに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。）の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数がその面積又は長さに比例するものとして換算して算定するものとする。

区分	面積又は長さ
かき養殖業又は特定かき養殖業に供用するいかだ	四十九平方メートル
かき養殖業又は特定かき養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄	七十二メートル
かき養殖業又は特定かき養殖業に供用するくい打ち式養殖施設	九十九平方メートル
一年貝真珠養殖業二年貝真珠養殖業又は真珠母貝養殖業に供用するいかだ	三十四平方メートル
一年貝真珠養殖業又は二年貝真珠養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄又は竹浮流し式養殖施設における幹竹	六十メートル
わかめ養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄	二百メートル
こんぶ養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄	百メートル
真珠母貝養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄又は竹浮流し式養殖施設における幹竹	四十五メートル
ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業に供用するいかだ	五十平方メートル
ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄	百メートル

- 2 令第二十五条第一項第二号の網ひびの共済責任期間中の最高の台数は、その面積が五十平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの台数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。
- 3 令第二十五条第一項第四号の網ひびの共済責任期間中の最高の台数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの台数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。
- 4 令第二十五条第一項第四号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

第五章 雜則

（地域共済事業に係る勘定区分）

第九十条 法第百九十六条の十七において準用する法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、第三十八条各号に掲げる勘定のほか、地域共済事業に関する勘定及び地域共済事業の業務の執行に要する経費に関する勘定とする。

（地域共済事業についての準用）

第九十一条 地域共済事業については、第五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十一条（第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第五条中「定款又は共済規程の変更」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と、「変更の理由」とあるのは「設定又は変更の理由」と、第三十六条第一項中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業」と、「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十七条中「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十九条第一項第一号中「漁獲共済又は特定養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち漁獲金額又は養殖に係る生産金額の減少で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業（次号に掲げるものを除く。）」と、同項第一号中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち漁獲金額の減少（操業の制限を受けた期間に応じて算定するものに限る。）又は養殖水産動植物に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第三号中「漁業施設共済」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第四号中「漁業施設共済（定置網に属する漁網を共済目的とするものに限る。）」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具（危険の程度が時期ごとに著しく異なる漁業又は養殖業に供用するものに限る。）に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と読み替えるものとする。

（地域再共済事業についての準用）

第九十二条 連合会の地域再共済事業については、第五条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項（同項において準用する第三十八条を除く。）及び第九十条の規定を準用する。この場合において、第五条中「定款又は共済規程の変更」とあるのは「地域再共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と、第八十二条中「共済掛金（当該共済掛金が法第百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）」とあるのは「共済掛金」と、「金額（純共済掛金率が基準共済掛金率（漁業施設共済に係る共済契約のうち農林水産大臣が法第百三十三条第二項の規定により基準となる率を定めているものにあつては、純共済掛金率の限度となつたその基準となる率。以下この条において同じ。）を超える場合にあつては、その金額に基準共済掛金率の純共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額。以下この条において同じ。）」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第九十三条 連合会の地域共済事業については、第九十条及び第九十一条の規定を準用する。

1 この省令は、漁業災害補償法の施行の日（昭和三十九年九月三日）から施行する。

附 則 拝

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条第四号の改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則（昭和四一年六月一日農林省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の漁業災害補償法施行規則第二十二条の規定は昭和四十一年八月一日以後に共済責任期間が開始する共済契約について、改正後の同規則第九十条第二項の規定はこの省令の施行の日以後に成立する共済契約について適用する。

附 則（昭和四二年一〇月三〇日農林省令第五一號）

この省令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十二年十一月一日）から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十三条第一項、第四十三条、第四十六条、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条及び第五十四条、附録第一から附録第四まで並びに別表の規定は、新法適用漁獲共済契約（改正法附則第二条第一項の新法適用漁獲共済契約をいう。以下同じ。）について適用し、旧法適用漁獲共済契約（改正法附則第二条第一項の旧法適用漁獲共済契約をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

新規則第三十二条第一項、第五十六条の二から第五十九条まで、第六十二条第二項、第六十七条の二、第七十条及び第七十二条の規定は、新法適用養殖共済契約（改正法附則第二条第二項の新法適用養殖共済契約をいう。以下同じ。）について適用し、旧法適用養殖共済契約（改正法附則第二条第二項の旧法適用養殖共済契約をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

新規則第八十二条及び第八十四条の二から第八十四条の五までの規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に係る再共済契約及び保険契約について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

新規則第八十五条、第八十六条及び第八十八条の規定は、新法適用養殖共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金に係る補助金について適用し、新法適用漁獲共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金に係る補助金に係る補助金について適用する。

附 則（昭和四三年一月二五日農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則第九十条第二項の規定は、新法適用養殖共済契約（漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十四号）附則第二条第二項の新法適用養殖共済契約をいう。）に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、旧法適用養殖共済契約（同法附則第二条第二項の旧法適用養殖共済契約をいう。）に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年三月三一日農林省令第一二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年五月一九日農林省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則第六十一条第二項及び第六十七條の二の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十六年六月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年五月一八日農林省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則第五十一条第二項、第五十三条第一項第一号及び第三項、附録第一、附録第五、附録第六並びに附録第七の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十七年九月一日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年八月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年四月一二日農林省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則第二十二条第三号及び第四号、第五十条第二号及び第三号、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項及び第二項、附録第四並びに別表第二の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年一〇月二十五日農林省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年五月一七日農林省令第二四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の漁業災害補償法施行規則第二十四条及び第二十六条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年七月三日農林省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年九月一九日農林省令第三八号）

この省令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年十月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条第一号から第四号まで、第五十四条第二号及び別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

第三条 のり養殖業に係る特定養殖共済の昭和五十七年における共済責任期間の開始日は、新規則附則第二十四項で準用する新規則第六十条の規定にかかわらず、同年十月三十一日までの日とすることができる。

附 則（昭和六一年三月二五日農林水産省令第一〇号）

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則第三十五条、第六十四条及び別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月一二日農林水産省令第一五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する中央漁業信用基金については、第一条の規定による廃止前の中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令及び中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務に関する省令並びに第二条の規定による改正前の漁業災害補償法施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭和六一年七月一日農林水産省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則第二十二条第一号、第二号及び第四号、第五十条、第五十一条、別表第一並びに付録の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年九月三〇日農林水産省令第四九号）

1 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第五十四条第二号の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二年一〇月一一日農林水産省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第五十一条、別表第一及び別表第三の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二年一〇月一一日農林水産省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則第二十六条第一項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一一日農林水産省令第一九号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則第二十六条第一項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁業災害補償法施行規則（次項において「新規則」という。）について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁業災害補償法施行規則（以下「事業報告書等」という。）について総会の承認があつた場合について適用し、施行日前に事業報告書等について総会の承認があつた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月一四日農林水産省令第一一九号）

1 この省令は、改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「事業報告書等」という。）について総会の承認があつた場合について適用し、施行日前に事業報告書等について総会の承認があつた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月一四日農林水産省令第一一九号）

1 この省令は、改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「事業報告書等」という。）について総会の承認があつた場合について適用し、施行日前に事業報告書等について総会の承認があつた場合については、なお従前の例による。

2 改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「事業報告書等」という。）について総会の承認があつた場合について適用し、施行日前に事業報告書等について総会の承認があつた場合については、なお従前の例による。

3 新規則第十七条の規定は、施行日以後に理事、監事、参事又は会計主任（以下「理事等」という。）の選任又は異動があつた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成七年七月一四日農林水産省令第四四号）

- 2 1 この省令は、平成七年十月一日から施行する。
- 2 改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条规定第一項第五号亦、第三十一条第一項第五号及び第二項、第三十九条规定第一項第三号、第五十九条、第六十七条、第七十三条、第七十八条から第八十一条まで並びに別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 新規則第五十四条の五（新規則第七十七条の二十四において準用する場合を含む。）の規定は、当初契約に係る共済責任期間の開始日が経過した日の一年前の日以降に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約の共済責任期間の開始日が施行日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 4 改正前の漁業災害補償法施行規則第五十四条第二号に規定する要件に該当する特約がある漁獲共済に係る共済契約であつてその共済責任期間の開始日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成九年九月一四日農林水産省令第六四号）

- 2 この省令は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。
- （施行期日）

附 則（平成一〇年四月三〇日農林水産省令第三三号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の漁業災害補償法施行規則別表第四の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年三月三〇日農林水産省令第一四号）

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の漁業災害補償法施行規則第七十七条の十七及び第七十七条の二十の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である特定養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

**附 則（平成一一二年一月三一日農林水産省令第五五号）抄
(施行期日)**

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- （施行期日）

第一条 附 則（平成一二年六月二七日農林水産省令第七一号）

- 2 この省令は、平成十二年六月二七日農林水産省令第七一号

附 則（平成一二年六月二七日農林水産省令第六六号）

- 2 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二八日農林水産省令第七一号）

- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年九月二六日農林水産省令第一二七号）

- 1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 2 改正後の漁業災害補償法施行規則第三項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年九月三〇日農林水産省令第七八号）

- 1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年九月三〇日農林水産省令第七八号）

- 1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年九月三〇日農林水産省令第七八号）

- 1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約及び当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 当初契約（法第一百二十四条の二第二項又は法第一百二十五条の十二第二項の当初契約をいう。以下同じ。）に係る共済責任期間の開始日が施行日前の日であり、かつ、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第一百二十四条の二第二項又は法第一百二十五条の十二第二項の農林水産大臣が定める期間の一年前の日以降に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約（法第一百二十四条の二第二項又は法第一百二十五条の十二第二項の継続契約をいう。以下同じ。）の共済責任期間の開始日が施行日以降の日である場合には、当該当初契約及び継続契約の被共済者は、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、改正後の漁業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第七十七条の二の二（新規則第七十七条の十九において準用する場合を含む。）の

- 規定にかかわらず、同条の規定により払戻しを請求することができるものとして算定された額に、第一号に規定する養殖施設に係る当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金の合計額のうち純共済掛金に相当する部分の金額に四分の一を乗じて得た金額を加えて得た金額を払戻しを請求することができる。
- 一 当該当初契約の締結の際に当該養殖業に供用するすべての養殖施設に係る共済契約について継続申込特約がされ、当該当初契約及び共済責任期間の開始日が施行日前の日である継続契約のいづれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかつたこと。
- 二 前号に規定する養殖施設について、施行日から当該養殖業に係る当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百二十四条の二第二項又は法第百二十五条の十二第二項の農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約が当該養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済責任期間のすべてを共済責任期間として締結され、当該共済契約のいづれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかつたこと。
- 附 則**（平成一四年一二月一七日農林水産省令第九六号）抄
- 1 この省令は、平成十五年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年九月三〇日農林水産省令第一〇七号）抄
- 第一条** この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年一二月一八日農林水産省令第一一〇号）抄
- この省令は、信託業法の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。
- 附 則**（平成一七年四月一日農林水産省令第六一号）
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月二八日農林水産省令第一八号）
- この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の漁業災害補償法施行規則第三十一条第一項及び第三十五条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成二一年九月一六日農林水産省令第五七号）
- 1 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 2 その省令による改正後の漁業災害補償法施行規則第三十一条第一項及び第三十五条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 その共済責任期間の開始日が施行日前の日である地域共済事業に係る共済契約及び当該共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成二二年一月一九日農林水産省令第三号）
- この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二四年三月二八日農林水産省令第一九号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 2 その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前日の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成二七年三月三一日農林水産省令第三一号）
- この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一二月七日農林水産省令第七五号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、改定法の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
- 第一条** この省令は、改定法の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成三〇年一〇月一一日農林水産省令第六六号）
- この省令は、漁業經營に關する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改定する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
- 附 則**（令和二年七月八日農林水産省令第四九号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、漁業法等の一部を改定する等の法律（以下「改定法」という。）の施行の日（令和二年十一月一日）から施行する。
- 附 則**（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一二月八日農林水産省令第七二号)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日農林水産省令第一九号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

1 (経過措置) (施行期日)

2 改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一及び第三の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第五十一条関係）

漁業の区分

一 第一号漁業

(一) 令第五条に規定するわかれをとる漁業

(二) (一)に掲げる漁業以外の漁業

二 第二号漁業

(一) 底びき網を使用して當む漁業

(二) 流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業 (その操業区域の全部又は一部が日本海の海域 (北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。) に係るもの) を除く。)

(三) さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業

(四) さし網を使用して當む漁業であつて (一) 又は (三) に掲げるもの以外のもの

(五) まき網を使用して當む漁業

(六) はえ網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業

(七) はえ網を使用してふぐ又はあまいをとることを目的とする漁業

(八) 釣りによつていかをとることを目的とする漁業

(九) 浮はえ網を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

(十) 浮はえ網を使用して又は釣りによつて當む漁業であつて (六) から (九) までに掲げるもの以外のもの

(十一) 棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

(十二) 敷網を使用して當む漁業であつて (十一) に掲げるもの以外のもの

(十三) 船びき網を使用して當む漁業

(十四) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業

(十五) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業

(十六) (一)から (十五) までに掲げる漁業以外の漁業 (十七) 及び (十八) に掲げるものを除く。)

(十七) 十トン未満の漁船により (一) から (十三) まで及び (十六) に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて當む漁業であつて底びき網を使用して當む漁業を主とするもの

(十八) 十トン未満の漁船により (一) から (十三) まで及び (十六) に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて當む漁業であつて (十七) に掲げるもの以外のもの

別表第二（第五十一条関係）

大型化割合の区分

○・一〇未満

○・一〇以上○・二〇未満

○・二〇以上○・三〇未満

○・三〇以上○・四〇未満

○・四〇以上○・五〇未満

○・五〇以上○・六〇未満

大型化後漁船の合計総トン数の区分

十トン未満

一〇〇〇〇

一〇五

一四六

一一一

一五六

一六六

一一一

二七八

一一一

二三九

割合

百分の百

別表第四（第六十四条関係） 名 称	水 域	割合	別表第三（第五十二条関係） 漁業の区分									
			〇〇以上	七〇以上	八〇以上	九〇未満	〇〇以上	二〇以上	三〇未満	四〇未満	五〇以上	六〇未満
宮城県水域	宮城県の地先水面	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五	百分の八十五
東京湾水域	千葉県富津市と同県安房郡鋸南町との最大高潮時海岸線における境界点と神奈川県三浦市剣崎灯台を中心点とを結んだ線及び陸岸により囲まれた水域	百分の八十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五	百分の七十五
伊豆駿河湾水域	神奈川県と静岡県との最大高潮時海岸線における境界点から静岡県御前崎市御前崎突端に至る静岡県の地先水面	二・〇〇以上	一・九〇以上	一・八〇以上	一・七〇以上	一・六〇以上	一・五〇以上	一・四〇以上	一・三〇以上	一・二〇以上	一・一〇以上	一・〇〇以上

福井県小浜湾水域	福井県小浜市松ヶ崎突端と同県大飯郡おおい町鋸崎燈台中心点とを結んだ線及び陸岸により囲まれた水域
伊勢湾及びその周辺水域	愛知県田原市伊良湖岬燈台中心点と三重県志摩市大王崎燈台中心点とを結んだ線及び陸岸により囲まれた水域
三重県南部水域	三重県の地先水面（伊勢湾及びその周辺水域を除く。）
瀬戸内海水域	和歌山県日高郡美浜町紀伊日ノ御崎燈台中心点と徳島県阿南市伊島及び前島を経て同市蒲生田岬燈台中心点とを結んだ線、愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬燈台中心点と大分県大分市閑崎燈台中心点とを結んだ線並びに山口県下関市火ノ山下潮流信号所と福岡県北九州市門司崎燈台中心点とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域
和歌山県南部水域	和歌山県の地先水面（瀬戸内海水域を除く。）
山口県北部水域	山口県の地先水面（瀬戸内海水域を除く。）
山口県南部水域	徳島県の地先水面（瀬戸内海水域を除く。）
愛媛県南部水域	愛媛県の地先水面（瀬戸内海水域を除く。）
高知県水域	高知県の地先水面
有明海水域	長崎県南島原市瀬詰崎燈台中心点と熊本県天草市天神山山頂とを結んだ線、同市染岳山頂と同市高松山三角点とを結んだ線、同市恵比須鼻突端と上天草市大矢野岳山頂とを結んだ線及び同市三角燈台中心点と同県宇城市中神島を経て同市三角岳山頂とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域
福岡県北部水域	福岡県の地先水面（瀬戸内海水域及び有明海水域を除く。）
松浦水域	佐賀県の地先水面（有明海水域を除く。）
長崎県水域	長崎県の地先水面（有明海水域を除く。）
天草不知火水域	熊本県の地先水面（有明海水域を除く。）
大分県南部水域	大分県の地先水面（瀬戸内海水域を除く。）
宮崎県水域	宮崎県の地先水面
鹿児島県水域	鹿児島県の地先水面